



令和 6 年 12 月に、令和 7 年度の税制改正大綱が閣議決定されました。

今回は、所得税・法人税・資産税・その他の項目ごとに知りたいポイントを抜粋してお知らせします。

## 所得税に係る改正



### ☆基礎控除・給与所得控除の引き上げ

令和 7 年分より、給与所得者に対して課税されない給与収入額(基礎控除+給与所得控除)が 103 万円から 123 万円に引き上げられました。(「103 万円の壁」が 123 万円となり、課税最低限が引き上げられました。)

※基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額が 48 万円から 58 万円に、

給与所得控除について、最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

### ☆特定親族特別控除(仮称)の創設

大学生世代の親族(※)について、合計所得金額に応じて段階的に控除が受けることができるようになりました。(最高 63 万円)

※居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者および青色事業専従者等を除くものとし、

合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないもの

### ☆子育て支援政策(生命保険料控除の拡充等)

令和 8 年分より、23 歳未満の扶養親族がいる場合には、所得税において新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が現行の 4 万円から 6 万円に引き上げられます。(一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料の合計適用限度額は 12 万円のままで)

子育て世帯および若者夫婦世帯を対象とした住宅ローン減税の優遇措置が、令和 7 年 12 月 31 日まで 1 年間延長されます。

### ☆確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

## 法人税に係る改正



### ☆中小企業者に対する軽減税率の延長(2 年間)

中小企業者等の所得金額のうち、年 800 万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率 15%(※)の適用時期が、「令和 9 年 3 月 31 日までに開始する事業年度」まで 2 年間延長されます。(通算法人を除外)

※所得 10 億円超の企業は、税率を 17% に引き上げ。

### ☆中小企業投資促進税制の延長(2 年間)

### ☆中小企業経営強化税制の見直し及び延長(2 年間)・拡充

## 消費税に係る改正



### ☆外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

令和 8 年 11 月 1 日以後の免税対象物品の譲渡について「リファンド方式」を適用することとなりました。

## 資産税に係る改正



### ☆事業承継税制の見直し

・適用期限：法人版は令和 9 年 12 月末、個人版は令和 10 年 12 月末

・後継者要件 法人版：役員就任期間 3 年以上の要件を見直し(改正後：贈与の直前において役員であること)

個人版：事業従事期間 3 年以上の要件を見直し(改正後：贈与の直前において事業等に従事していたこと)

### ☆結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長(2 年間)

## その他の改正



### ☆防衛特別法人税(仮称)の創設

課税標準法人税額に対して 4% の金額が付加されます。(令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より)

※内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：大賀)